

岡山県災害救援専門ボランティア登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岡山県内又は県外に大規模な災害が発生した場合等に必要な災害救援専門ボランティアについて、県が事前に登録することにより、迅速かつ円滑な災害救援ボランティア活動の実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「災害救援専門ボランティア」とは、災害等の発生時において、専門的な知識及び技術を必要とする災害救援活動に当たるボランティアをいう。

(種類及び資格要件等)

第3条 災害救援専門ボランティアの種類及び資格要件等は、別表のとおりとする。

(登録等)

第4条 災害救援専門ボランティア（介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳・翻訳）として登録しようとする者は、「岡山県災害救援専門ボランティア登録申込書（介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳・翻訳）」（別紙様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター）として登録しようとする者は、「岡山県災害救援専門ボランティア登録申込書（災害ボランティア・コーディネーター）」（別紙様式第2号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の申し込みに対し、登録手続きを行う。

4 災害救援専門ボランティアは、登録した事項に変更が生じた場合は、「岡山県災害救援専門ボランティア登録変更届」（別紙様式第3号）を知事に提出しなければならない。

5 災害救援専門ボランティアは、登録の抹消を希望する場合は、「岡山県災害救援専門ボランティア登録抹消届」（別紙様式第4号）を知事に提出しなければならない。

6 岡山県被災建築物応急危険度判定士として登録されている者は、この要綱に基づいて登録された災害救援専門ボランティアとみなす。

(登録情報の更新)

第5条 県の災害救援専門ボランティアを所管する課（以下「所管課」という。）は、登録者の意向及び登録内容等を確認するために、必要に応じてアンケート等により調査を行うこととする。

2 前項の調査結果により、登録内容の変更及び登録の抹消をすることが適当と認められる場合には、前条第4項及び第5項の規定にかかわらず、所管課において登録内容の変更及び登録の抹消を行うことができる。

(登録情報の提供)

第6条 災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター）の登録内容については、市町村又は市町村社会福祉協議会（以下「市町村等」という。）の長が、災害ボランティアの登録制度及び個人情報保護規定を有している場合で、当該市町村等の長が提供を希望したとき、知事は、登録者が住所を有する市町村等の長に対して、情報を提供することができる。

2 前項の規定により、登録情報の提供を受けた市町村等の長は、当該情報を市町村等の災害ボランティア登録制度に登録するとともに、市町村等の個人情報保護規程に基づいて取り扱うこととする。

- 3 災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター）の所管課は、登録を行う際に、申込者に個人情報の取扱について説明し、同意を得るものとする。
- 4 第1項の規定に基づき、知事が市町村等の長に対して情報を提供する場合には、知事は、その旨及び市町村等の名称並びに提供日を災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター）の登録者に通知するものとする。

（活動要請）

- 第7条 知事は、大規模災害の発生時において、協力要請の必要が認められる場合又は被災市町村長若しくは被災市町村の市町村社会福祉協議会長からの要請があった場合は、災害救援専門ボランティアに対し協力を要請するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により、災害ボランティアの登録を行った市町村等の長は、直接、災害ボランティア・コーディネーターに対して協力の要請を行うこととする。

（経費負担）

- 第8条 知事が災害救援専門ボランティアに協力要請した場合、その経費負担は別表のとおりとする。

（研修及び訓練）

- 第9条 知事は、災害救援専門ボランティアの登録者に対して、必要な研修及び訓練の実施並びに情報提供に努めるものとする。

（その他）

- 第10条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別 表)

No.	種 類	資 格 要 件	経 費 負 担	所 管 課
1	災害ボランティア ・コーディネーター	岡山県が指定する災害ボランティア・コーディネーター研修を受講した者	ボランティア保険の保険料と旅費は県の負担とする。	県民生活部 県民生活課
2	介護ボランティア	次のいずれかに該当する者 ・介護福祉士 ・介護職員初任者研修又は介護職員実務者研修修了者 ・ホームヘルパー1級又は2級の者 ・知事が適当と認めた者	同 上	子ども・福祉部 地域福祉課
3	手話通訳ボランティア	手話通訳として子ども・福祉部障害福祉課が登録している者	同 上	子ども・福祉部 障害福祉課
4	要約筆記ボランティア	要約筆記として子ども・福祉部障害福祉課が登録している者	同 上	子ども・福祉部 障害福祉課
5	外国語通訳・翻訳 ボランティア	外国語通訳・翻訳の知識及び経験を有する者	同 上	県民生活部 国際課
6	建築物応急危険度 判定ボランティア	岡山県被災建築物応急危険度判定士として土木部都市局建築指導課が登録している者	全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度に基づく保険料と旅費は県の負担とする。	土木部都市局 建築指導課

(注1) 登録手続きは、関係所管課が行うこととし、登録者名簿は、関係所管課と県民生活部県民生活課とが共有するものとする。

(注2) 県が負担する旅費は、自宅から県が指定した集合場所までの往復旅費とし、岡山県職員等の旅費に関する条例（昭和27年岡山県条例第44号。以下「条例」という。）に規定する鉄道賃、船賃及び車賃を支給するものとする。

なお、県外で活動する場合は、県が負担する旅費として、上記に加えて、条例に規定する宿泊費又は包括宿泊費（条例第25条第1項に基づく調整額）を支給することができることとする。